

見附市教育委員会職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市教育委員会規則第5号

見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

(見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正)

第1条 見附市教育委員会職員の職名に関する規則(昭和48年見附市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「、館長、分館長」、「、学芸員」及び「、司書」を削る。

(見附市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第2条 見附市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

(平成18年見附市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「1 社会教育に関すること。(図書館及び民俗文化資料館に関することを除く。)」を「社会教育に関すること。」に改め、「2 スポーツに関すること。」を削る。

第3条の表中「1 公民館の管理に関すること。」及び「2 公民館の用に供する財産の管理に関すること。」を削り、「3」を「1」に改め、「公民館の館長、公民館運営審議会の委員、」及び「及びスポーツ推進委員」を削り、「4」を「2」に、「市民生活課」を「市民税務課」に改める。

(見附市教育委員会組織規則の一部改正)

第3条 見附市教育委員会組織規則(平成18年見附市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「学校」の次に「及び見附市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(令和5年見附市条例第1号)により市長が管理するもの」を加える。

第3条第1項の表中「文化財係」を削り、「元気子育て係 幼児家庭係」を「保育児童クラブ係」に改め、同条第2項の表公民館の項及び民俗文化資料館の項を

削り、同条第3項の表中

「

青少年育成センター		学校教育課
-----------	--	-------

」を

「

青少年育成センター		学校教育課
こども家庭センター	子育て応援係	こども課

」に

改める。

第5条第2項の表民俗文化資料館の項を削り、同条第3項の表中央公民館の項を削り、同条第5項中「、主任栄養士又は主任学芸員」を「又は主任栄養士」に改める。

第6条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(こども家庭センター)

第8条 こども家庭センターに所長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 所長は、上司の命を受けてこども家庭センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

別表第1中教育総務課の部総務管理係の款7の項及び8の項を削り、9の項を7の項とし、10の項を8の項とし、11の項を9の項とし、文化財係の款を削り、こども課の部元気子育て係の款を削り、幼児家庭係の款を保育児童クラブ係の款とする。

別表第2中学校給食センターの部を次のように改める。

学校給食センター

学校給食係

- 1 学校給食の計画及び運営に関すること。
- 2 学校給食施設整備に関すること。

3 学校給食に係る連絡調整に関する事。

4 所管の庶務及び経理に関する事。

別表第2 公民館の部及び民俗文化資料館の部を削る。

別表第3 青少年育成センターの部の次に次のように加える。

こども家庭センター

子育て応援係

1 子育て支援に関する事。

2 母子保健に関する事。

3 乳幼児及び児童の予防接種に関する事。

4 要保護児童に関する事。

5 母子（寡婦）父子福祉に関する事。

6 家庭児童相談に関する事。

7 児童手当及び児童扶養手当等に関する事。

8 児童の発達支援に関する事。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。